

# 学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめとは

---

### (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

- いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること
- 全ての児童生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めること
- いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護するため、社会全体でいじめの問題を克服すること

### (2) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

### (3) いじめの内容

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

### (4) いじめの要因

- いじめは、児童生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に児童生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団では、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられ



## 2 いじめ防止の指導体制・組織的対応

### 日常の指導体制

#### 学校経営方針

学校いじめ防止基本方針の周知

- いじめ根絶に向けた取組
- 学校評価によるいじめ防止の評価
- 保護者・地域との連携

#### いじめ防止対策委員会

##### ■ 構成員

教頭、教務主任、生徒指導主事、指導部生徒・生活指導係担当、学年主任、該当学級担任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター

- 学校いじめ防止基本方針の周知・理解啓発
- 校内研修会の企画・立案・実施
- 調査結果の分析、報告の整理
- アンケート調査の実施
- いじめが疑われる案件の確認
- ※ 校内での実施把握と情報共有を実施
- いじめが疑われる案件の事例検討の実施
- いじめが疑われる案件の確認
- 指導・支援方針の協議

#### 未然防止

- (1) 児童・生徒の状況把握
- (2) 一人一人にわかりやすい授業づくり
- (3) 特別活動・道徳教育の充実
- (4) 教育相談の充実
- (5) 情報教育の充実
- (6) 人権教育の充実
- (7) 保護者・地域との連携

#### 早期発見

- (1) 情報の収集  
いつ・どこで・誰が・何を・どのように
- (2) 相談支援体制の確立  
(個人面談の実施)
- (3) 被害生徒の保護の徹底
- (4) 情報共有  
学校いじめ対策組織への報告

#### 緊急対応

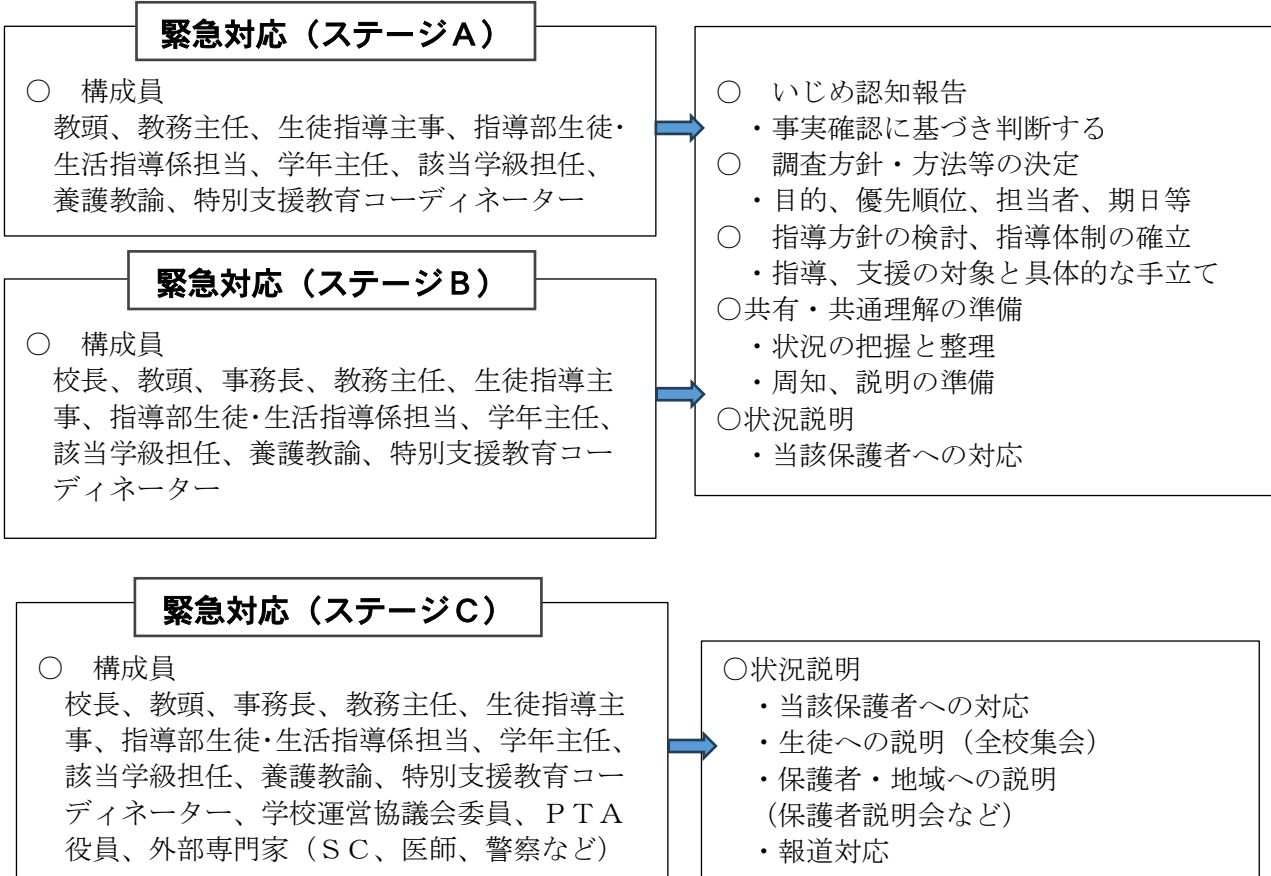
### 緊急いじめ対策会議

教育局・特別教育支援課への報告

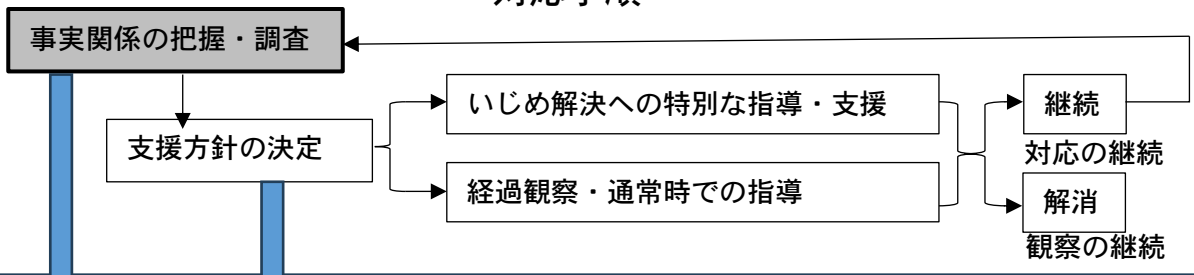
# 緊急時の組織的対応



## いじめ防止対策委員会



## 対応手順



職員会議	保護者	地域	教育局	関係機関
・ 情報共有 ・ 対応策の検討	・ 状況説明 ・ 対応方針の説明	・ 協力要請	・ 報告 ・ 指導・助言	・ 協力要請

### 3 いじめの未然防止

いじめの問題への対応では、いじめを起こさせないための予防的取組が求められている。

児童生徒に対しては教育活動全体をとおして、自己有用感や自己肯定感及び規範意識を高め、豊かな人間性や社会性を育てることが重要である。

- (1) 児童・生徒の状況把握
  - 個別の教育支援計画の活用
  - コミュニケーション能力の育成
  - 一人一人に応じた授業づくり
  - 人間関係構築に関するアセスメントツールの活用
- (2) 一人一人にわかりやすい授業づくり
  - 個に応じた授業づくり
  - 意欲的に取り組む授業づくり
  - 学びに向かう集団づくり
- (3) 特別活動・道徳教育の充実
  - 学級活動における望ましい人間関係づくり (SST等)
  - 児童生徒会活動・係活動の充実
- (4) 教育相談の充実
  - 担任による教育相談 (保護者への聞き取りを含む)
  - 生徒指導担当者による教育相談
  - コーディネーターによる教育相談
  - 定期的な教育相談の実施
- (5) 情報教育の充実
  - 情報モラル養育の推進
  - 情報活用の実施力などの育成に関する教育の推進
  - 学校生活全体を通じた情報教育の充実
  - 保護者への啓発活動
- (6) 人権教育の充実
  - 「こども基本法」を踏まえた指導等
- (7) 保護者・地域との連携
  - 学校公開の実施
  - 関係機関との連絡体制の構築
  - 学校運営協議会での説明・協力要請
  - PTAへの説明・協力要請
  - 保護者懇談会などでの説明
  - 地域と連携したボランティア活動・体験活動
- (8) 教職員への共通理解
  - 「学校いじめ防止基本方針の共通理解
  - 全教職員を対象とした研修

## 4 いじめの早期発見

---

いじめの問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。児童生徒の言動に留意するとともに、何らかのいじめのサインを見逃すことなく発見し、早期に対応することが重要である。

- (1) 情報の収集
  - 収集項目
  - いつ・どこで・誰が・
  - 何を・どのように
  - 教職員の観察からの気づき
  - 養護教諭からの情報
  - 児童生徒からの相談・訴え
  - 保護者との懇談等の実施
  - 各種調査からの気づき
  - 必要に応じたアンケートの実施
- (2) 相談支援体制の確立
  - 個人面談やグループ面談等定期相談
  - スクールカウンセラーによる面談
- (3) 被害生徒の保護の徹底
- (4) 情報共有
  - 学校いじめ対策組織への報告
  - 情報の整理・分析
  - 教職員への情報提供
    - ・ 報告内容・経路の明示と報告の徹底
    - ・ 職員会議での情報共有
    - ・ 対象児童生徒への状況
    - ・ 入学、卒業、転出入、進級時の引継ぎ

## 5 いじめへの対応

---

### 1、児童生徒への対応

- (1) いじめられている児童生徒への対応 いじめられている児童生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている児童生徒の立場」で、継続的に支援することが重要である。
  - 安全・安心を確保する。
  - 心のケアをする。
  - 今後の対策について、共に考える。
  - 活動の場等を設定し、認め、励ます。
  - 温かい人間関係をつくる。
- (2) いじめている児童生徒への対応 いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめている児童生徒の内面を理解し 他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行う。
  - いじめの事実を確認する。
  - いじめの背景や要因の理解に努める。
  - いじめられている児童生徒の苦痛に気付けるようにする。
  - 今後の生き方を考えられるようにする。

○児童生徒が同じ過ちを繰り返さないよう継続的に見守り支援する。

2 関係集団への対応 被害・加害児童生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり（観衆）、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団（傍観者）に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。

○一人一人にわかりやすい授業づくりを進める。

○自分の問題として捉えられるようにする。

○望ましい人間関係づくりに努める。

○自己有用感・自己肯定感が味わえる集団づくりに努める。

### 3 保護者への対応

(1) いじめられている児童生徒の保護者に対して相談されたケースでは、複数の教員で対応し学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

○じっくりと話を聞く。

○保護者の不安や苦悩に対して気持ちに寄り添い、理解に努める。

○親子のコミュニケーション、家庭的な雰囲気づくりを大切にするなどの協力を求める

(2) いじめている児童生徒の保護者に対して 事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

○いじめは誰にでも起こる可能性があることを伝える。

○児童生徒や保護者の心情に配慮する。

○行動が変わるよう教職員として努力していくことを伝える。

○保護者の協力が必要であることを伝える。

○何か気付いたことがあれば報告してもらうよう協力を求める。

(3) 保護者同士が対立する場合等 必要に応じて、教職員が間に入って関係調整が必要な場合がある。

○双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感の思いを丁寧に聞き取り、寄り添う態度で臨む。

○対応者を十分に検討して対応に当たる。

○教育局や関係機関と連携し、解決を目指す。

### 4 関係機関との連携

いじめは学校だけの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

#### (1) 教育局との連携

○関係児童生徒への支援、指導、保護者への対応方法の助言

○関係機関との調整

○スクールカウンセラー等の派遣要請

#### (2) 警察との連携

○心身や財産に重大な被害がある場合 ○ 犯罪等の違法行為がある場合

(3) 福祉関係との連携

- 家庭の養育に関する指導・助言
- 家庭での生徒の生活・環境の状況把握

(4) 医療機関との連携（学校医等）

- 精神保健に関する相談
- 精神症状についての治療・指導・助言

5 ネットいじめの対応

(1) ネットいじめとは文字や画像を使い、特定の児童生徒の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する、特定の児童生徒になりすまし社会的信用をおとしめる行為をする、掲示板等に特定の児童生徒の個人情報に掲載するなどネットいじめであり、犯罪行為である。

(2) ネットいじめの予防

ア 保護者への啓発

- フィルタリングへの協力
- 保護者による情報端末使用時の見守り
- 情報モラルについての啓発資料の配付

イ 情報教育の充実

- 「情報」に係る学習時における情報モラル教育の充実
- 「総合的な学習（探究）における時間」による情報モラル教育の充実
- 学級活動等における情報モラル教育の充実

ウ 教職員の研修

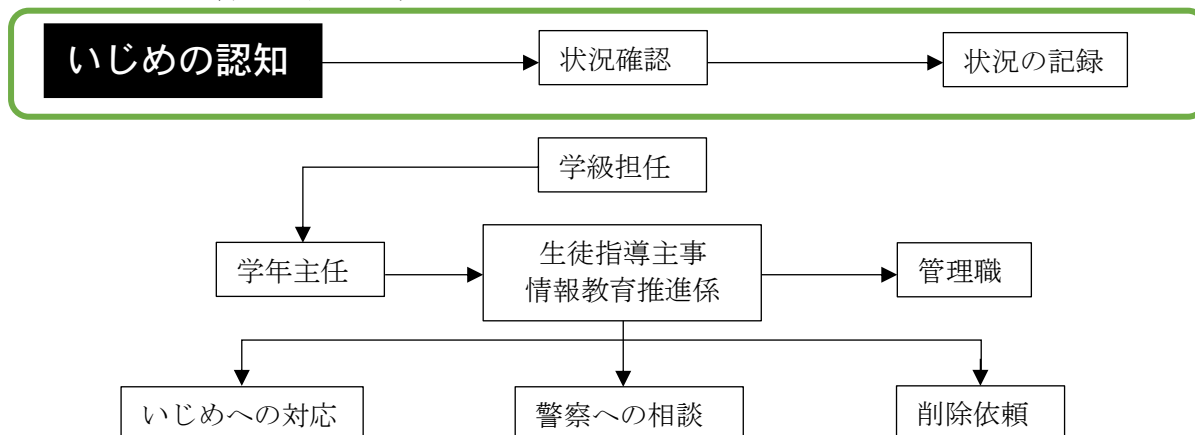
- ネット社会についての講話（防犯）の実施

(3) ネットいじめへの対処

ア ネットいじめの把握

- 保護者からの訴え
- 閲覧者からの情報
- ネットパトロール

イ 不当な書き込みへの対処



## 6 重大事態への対応

---

### 1 重大事態とは

(1) 児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

(2) 児童生徒が相当の期間学校を欠席せざるを得ない場合

- 年間の欠席が30日程度以上の場合
- 一定期間、連続した欠席がある場合

### 2 重大事態の時の報告、調査協力

学校が重大事態と判断した場合、教育局を通じて北海道教育委員会に報告する。児童生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして対応する。

チェックリストの活用

名前 \_\_\_\_\_

いじめられている児童生徒のサイン
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える
<input type="checkbox"/> 遅刻・欠席の理由を明確に言わない
<input type="checkbox"/> 教師と視線が合わず、うつむいている
<input type="checkbox"/> 体調不良を訴える
<input type="checkbox"/> 保健室・トイレに行くようになる
<input type="checkbox"/> 決められた座席と異なる席に着いている
<input type="checkbox"/> 給食にいたずらをされている
<input type="checkbox"/> 給食を所定の位置で食べない
<input type="checkbox"/> ふざけている表情がさえない
<input type="checkbox"/> 友達との関わりを避ける
<input type="checkbox"/> 慌てて下校する
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなる
<input type="checkbox"/> 持ち物にいたずらをされている
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる
<input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る
<input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い

いじめている生徒のサイン
<input type="checkbox"/> 教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話している
<input type="checkbox"/> ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている
<input type="checkbox"/> 教職員が近づくと、不自然に分散する
<input type="checkbox"/> 自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる

## 家庭でのサイン

- 学校や友達のことを話さなくなる
- 友人やクラスの不平や不満を口にするが多くなる
- 朝、起きてこなかったり、学校に行きたくないと言ったりする
- 特定の友達からの誘いをよく断る
- 受信したメールをこそこそ見る
- 電話におびえる
- 遊ぶ友達が急に変わる
- 部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする
- 理由のはっきりしない衣服の汚れがある
- 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある
- 登校時間になると体調不良を訴える
- 食欲不振・不眠を訴える
- 持ち物がなくなったり、壊されたりする
- 持ち物に落書きがある
- お金をほしがる